

木津町

加茂町

山城町

合併協議会 だより

第10号



平成18年(2006年)8月1日発行



木津川市(新市)の市章を 募集します!!



- ・ 募集期間は平成18年8月1日(火)から9月11日(月)までです。
- ・ どなたでも応募いただけます。
- ・ 応募はひとり3点までです。
- ・ 専用の応募用紙にてご応募下さい。
(ファックス・メールでは応募できません)

応募用紙については、8月の広報の折込みをご覧ください。

また、各町の窓口でもご用意しております。

新市の将来像である「水・緑・歴史が薫る文化創造都市～ひとが輝き
ともに創る 豊かな未来～」にふさわしい市章のたくさんのご応募お待ち
しています。

目次

第10回合併協議会の結果報告 2

小委員会等の活動報告 6

廃置分合申請書を京都府知事に提出 8

合併協議会からのお知らせ 8

協議会では、3月12日の木津川市
誕生に向けて、合併のための細部の
調整を行っています。
引き続き、当協議会だよりや協
会ホームページで内容等をご覧
いただき、ご意見をお寄せください。
(宛先は8頁)





7月12日（水）、山城町総合文化センターで第10回合併協議会を開催しました。今回の会議では、新市の市章に関する事項を中心に協議を行ったほか、新市名称の懸賞受賞者の抽選が行われ、名付け親大賞と名付け親賞がそれぞれ選ばれました。（受賞者のお名前は6ページに掲載）

報告事項

■報告第29号

合併協議会委員の変更について

平成18年6月1日付、京都府の人事異動に伴う合併協議会委員の変更が報告されました。

【変更前】

京都府総務部地方課長 新田 一郎

【変更後】

同 石野 茂

■報告第30号

合併協議会新市特別職報酬等審議会及び新市市章候補検討小委員会の役員及び委員について

前回の合併協議会において新たに設置が決定した新市特別職報酬等審議会及び新市市章候補検討小委員会の委員について報告されました。（詳しくは3ページ参照）

■報告第31号

「相楽郡木津町、同郡加茂町及び同郡山城町の廃置分合について」他合併関連議案の議決について

3町における合併関連議案の議決状況について報告されるとともに、平成18年6月2日に京都府知事へ「相楽郡木津町、同郡加茂町及び同郡山城町の廃置分合について」の申請書が3町長連名により提出されたことが報告されました。（詳しくは3ページ参照）

■報告第32号

合併協議会新市特別職報酬等審議会の協議状況（中間報告）について

第1回（6月22日開催）の協議結果について報告されました。（詳しくは6ページ参照）

■報告第33号

新市市章候補検討小委員会の協議状況について

第1回（6月15日開催）の協議結果について報告されました。（詳しくは7ページ参照）

協議事項

■協議第59号

新市の市章に関するものについて

提案内容

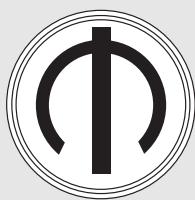
新市の市章は「
とする。
新市の市章については、新市市章候補検討小委員会に付託し、小委員会で「新市としてふさわしい市章」の選定基準を含めた新市の市章の協議、検討を行い、協議会で決定する。
（継続協議）

木津町・加茂町・山城町の町章



■木津町 町章
昭和50年11月1日 制定

〈町章の示す意味〉
木津町の「き」と「つ」の文字を図案化して、町全体の伸びゆく姿と豊かさを表現したものです。頭部の三角形は進歩を、両翼は発展を意味し、丸形は抱擁と友愛の調和を表しています。



■加茂町 町章
昭和36年7月20日 制定

〈町章の示す意味〉
この町章は、加茂町合併10周年を記念して制定されました。外側の3つの円は地方自治の三原則を表すとともに、加茂・瓶原・当尾が一つになって加茂町が発展することを象徴し、中央には加茂町の「カ」を図案化して記しています。



■山城町 町章
昭和33年12月20日 制定

〈町章の由来〉
山城町の山を図案化したもので、上に伸びる3つの線は、3ヶ町村（上狛町、棚倉村、高麗村）の合併と将来の円満な飛躍と伸張を表しており、また平和の象徴であるハトが翼をひろげて大空を雄飛する姿を表したもので平和な町づくりを望んでいます。

■ 新市特別職報酬等審議会委員名簿

(平成18年6月22日現在)

選出区分	氏名	選出町	備考
審議会設置規程第3条第1項第1号に定める委員	なかおか たもつ 中岡 保	木津町	委員長
	ふくい やすひろ 福井 康裕	加茂町	
	いのうえ ひろし 井上 博	山城町	
審議会設置規程第3条第1項第2号に定める委員	たかはし よしなり 高橋 良成	木津町	
	たかぎ ひろゆき 高木 浩志	加茂町	
	なか まさふみ 中 正文	山城町	副委員長



■ 新市市章候補検討小委員会委員名簿

(平成18年6月15日現在)

選出区分	氏名	選出町	備考
規約第7条第1項第4号委員 (議会議員)	やまもと とおる 山本 亨	木津町	委員長
	かわじ えみこ 川地恵美子	加茂町	
	なかの しげたか 中野 重高	山城町	
規約第7条第1項第5号委員 (学識経験者)	さとう けいこ 佐藤 啓子	木津町	
	にしおか きよみ 西岡 清美	加茂町	
	おおやま のぶこ 大山 順子	山城町	副委員長



■ 合併関連議案の議決状況

議案	内容	木津町	加茂町	山城町
相楽郡木津町、同郡加茂町及び同郡山城町の廃置分合について	平成19年3月12日から相楽郡木津町、同郡加茂町及び同郡山城町を廃し、その区域をもって木津川市を設置することを京都府知事に申請する。			
相楽郡木津町、同郡加茂町及び同郡山城町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について	相楽郡木津町、同郡加茂町及び同郡山城町の所有する財産及び債権・債務は、すべて木津川市に継承する。			
相楽郡木津町、同郡加茂町及び同郡山城町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について	木津川市の議会議員の定数については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第2項の規定により、26人とする。	提出日 平成18年 5月25日	提出日 平成18年 5月25日	提出日 平成18年 5月25日
相楽郡木津町、同郡加茂町及び同郡山城町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議について	相楽郡木津町、同郡加茂町及び同郡山城町の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第11条第1項の規定を適用し、平成19年9月30日まで引き続き木津川市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	議決日 平成18年 5月25日	議決日 平成18年 5月25日	議決日 平成18年 5月25日
相楽郡木津町、同郡加茂町及び同郡山城町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について	市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第22条の規定に基づき、合併前の加茂町及び山城町の区域ごとに地域審議会を設置する。	議決結果 可決	議決結果 可決	議決結果 可決

■ 協議第59号の1

木津川市の市章選定方法について

市章の選定方法について協議され、原案どおり決定されました。

(決定)

木津川市市章選定方法

1 概要

木津川市の市章については、小委員会を設置の上、木津川市のイメージにふさわしい市章を広く公募し、小委員会で検討後、協議会で決定する。

2 選定要領

(1) 木津川市の市章は、木津川市市章募集要項を別に定め、公募を行う。

(2) 選定は、新市市章候補検討小委員会で検討後、協議会で決定する。

① 小委員会における選定

小委員会は、応募作品の中から、市章にふさわしい市章候補5点程度を選定し、選定理由を付して協議会に報告する。なお、選定に当たっては、必要に応じ、専門的な知識を有する者の意見を求めることができるものとする。

また、協議会に報告する市章

候補について、事前に他の地方公共団体の公式紋章、他の商標等との類似状況調査を行うこととする。

② 協議会における選定

協議会は、小委員会において選定された5点程度の市章候補の中から、最終選定を行う。この場合、全会一致により協議が整わない場合は、委員の投票により選定するものとする。

3 選定基準

(1) 要件

① 木津川市のイメージにふさわしい市章であること。

② 市旗、記章（バッジ）、封筒等にも使用できるデザインであること。

③ 用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーショーン（色の濃淡、ぼかし）は不可とする。

④ 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。

⑤ 自作の未発表作品であること。

⑥ 他の地方公共団体の公式紋章、他の商標等と類似して

いないデザインであること。

⑦ 現在の木津町、加茂町及び山城町の町章は不可とする。

(2) 選定にあたり考慮する項目

① 視認性があること

どこから見ても分かりやすい

② 記憶性があること

覚えやすい、印象が強い

③ 拡大・縮小への配慮

拡大又は縮小しても分かりやすい

4 作品の修正等

応募作品は、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるものとする。また、モノクロ（単色）で利用することができるものとする。

5 その他

その他、新市の市章の選定に必要な事項は、新市市章候補検討小委員会の審議により、これを定めることとする。

■ 協議第59号の2

木津川市の市章募集要項について

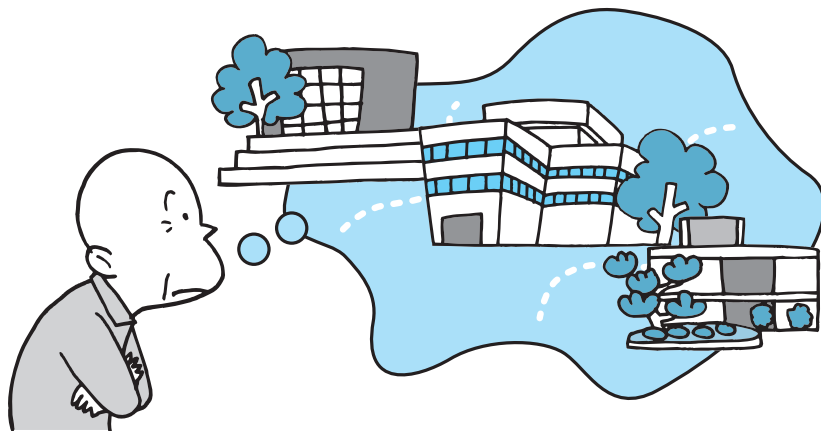
市章の募集要項について協議され、原案どおり決定されました。

(決定)



1 目的

木津町、加茂町及び山城町が平成19年3月12日に合併して誕生する「木津川市」の市章を募集し、新市の将来像である「水・緑・歴史が薫る文化創造都市」ひとが輝き ともに創る 豊かな未来」にふさわしい市章を制定することを目的とする。



2 募集する市章

募集する市章は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 木津川市のイメージにふさわしい市章であること。
- (2) 市旗、記章(バッジ)、封筒等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーション(色の濃淡、ぼかし)は不可とする。
- (4) 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- (5) 自作の未発表作品であること。
- (6) 他の地方公共団体の公式紋章、他の商標等と類似しないデザインであること。
- (7) 現在の木津町、加茂町及び山城町の町章は不可とする。

3 募集方法

募集方法は、全国公募とする。

4 応募条件、方法

応募の条件、方法については、次のとおりとする。

- (1) 応募資格は、問わない。ただし、同一人の応募は、3点以内とする。
- (2) 募集期間は、平成18年8月1日

(火) から平成18年9月11日(月) までとする。(郵送の場合)は、締切日当日の消印有効)

- (3) 応募は、指定の応募用紙、これを白紙用紙にコピーしたもの又は縦横15cmの枠を書いたA4版白色用紙を縦長にして使用し、枠外に天地を明示する。なお、用紙1枚につき1作品とする。
- (4) 応募に当たっては、次の必要事項を用紙に記載するものとする。

- ① デザインの趣旨(100字程度)
- ② 住所
- ③ 氏名(ふりがな)
- ④ 電話番号
- (5) 応募方法は、郵送又は持参とする。(ファックス、インターネットによる応募は不可)

5 周知方法

募集に際しては、協議会だより、協議会ホームページ、町広報紙をはじめ、報道各社への広報活動を積極的にを行う。

6 選定方法

「木津川市市章選定方法」による。

7 応募作品の修正等

応募作品は、作品の趣旨を損なわ

ない範囲で修正することができるものとする。また、モノクロ(単色)で利用することができるものとする。

8 応募作品の権利関係

応募された作品の一切の権利は、木津町・加茂町・山城町合併協議会及び新市に帰属するものとする。また、応募用紙等の返却は行わないものとする。

9 賞金及び発表

- (1) 応募作品の中から、次の賞を決定し、賞金を贈呈する。
 - ① 最優秀賞(採用作品) 1点 10万円
 - ② 優秀賞 4点程度 1万円
 - (2) 受賞者の発表
- 協議会において、新市市章が決定された後、協議会だより、協議会ホームページ、町広報紙等を通じて発表する。

10 応募先・問い合わせ

木津町・加茂町・山城町合併協議会事務局

■新市名称懸賞受賞者の決定について

新市の名称として「木津川市」をご応募いただいた246件の中から

厳正な抽選の結果、名付け親大賞1名、名付け親賞5名の方々が決定されました。また、応募総数4,358件の中から、抽選により特別賞30名

が決定されました。受賞された皆さんには、事務局から各賞をお送りさせていただきます。

1. 名付け親大賞（1名）5万円相当商品券

（敬称略）

市町村名	氏名
木津町	堺 治 久

2. 名付け親賞（5名）各1万円相当商品券

（敬称略・順不同）

市町村名	氏名	市町村名	氏名
山城町	辻 忠	山城町	山崎 秀子
大阪市	栗ヶ窪 幸智子	木津町	大藪 勝則
木津町	藤田 要		

3. 特別賞（30名）各千円相当商品券

（敬称略・順不同）

氏名	氏名	氏名
松田 太一	畑山 佳之	古林 朝美
池田 昌弘	市村 國喜	中塚 允子
辻谷 昌訓	古川 絢子	中野 勝昭
山川 紀行	東井 かほる	伝宝 朱美
福嶋 繁一	岡島 政彦	松島 優子
前田 よしへ	中尾 志保	上田 和子
小嶋 徳子	廣岡 新子	芝越 歩夏
内田 宝三	浅野 歌澄	上窪 太貴
福西 桂子	井上 文江	中本 孝子
山岡 正義	服部 千恵子	福井 美保

以上

小委員会等の活動報告

小委員会等の開催状況をお知らせします。

木津町・加茂町・山城町合併協議会
新市特別職報酬等審議会

1 審議会の議事運営について

① 審議会の傍聴の取扱いについては合併協議会、各小委員会については原則公開であり、傍聴も認めていることから、本審議会についてもこれに準じて、傍聴を認めることとすることが確認されました。

② 議事録の作成方法について

議事録の作成については、会議経過の要旨を取りまとめ、委員長・副委員長の署名を得ることとすることが確認されました。

2 審議会の設置経過について

協定項目第11「特別職の身分の取扱いに関することについて」及び本審議会設置規程の内容について説明がなされました。

3 委員長及び副委員長の選出について

5/27

次のとおり委員長、副委員長が選出されました。

委員長 中岡 保
副委員長 中 正文

4 新市における特別職の報酬等の額について（諮問）

河井会長より、中岡委員長に次のとおり、諮問されました。

- ① 諮問事項：新市における地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の報酬・給与の額について

② 答申期限：平成18年9月30日

なお、諮問に際して、次のとおり確認されました。

○今回の諮問の対象となる特別職には、市長など4役以外の特別職も含まれるのか。

【確認】4役以外の特別職も含まれている。

○報酬・給与の額とあるが、給与で支払われている特別職は具体的にはどのような役職か。

【確認】市長などいわゆる常勤の特別職と位置づけられる特別職である。

○答申結果はどのように取扱われるのか。

【確認】答申内容について、会長が

了解されれば、3月12日に新市の職務執行者による専決処分となる。

○検討の際、新市の歳入・歳出と人件費の見込みに関しても参考としたい。

○市長、議会議員の報酬等を定める際には、住民にわかりやすいこと、住民が納得できる額とすることが必要である。そのためには、報酬等を定める判断基準を明確にすることが大切である。

○京都府域の市の4役及び議員の報酬等について、各市の人口規模のほか、予算規模についても検討資料として必要である。

○報酬等の検討においては、予算面だけでなく、近隣市との比較についても大切である。

【確認】歳入・歳出の見込みとして、新市基本計画における財政計画について、次回準備する。また、京都府域の市における標準財政規模及び財政力指数などの数値について、準備する。

議 決 事 項

市章議案第1号

委員長及び副委員長の選出について

次のとおり委員長、副委員長が選出されました。

協 議 事 項

委員長 山本 亨
副委員長 大山 順子

市章協議第1号

木津川市の市章選定スケジュールについて

平成18年11月頃までに新市市章が決定できるように努めるとともに、小委員会を必要に応じて開催することを確認し、原案どおり全員一致で承認されました。

また、第1回小委員会における審議内容及び決定事項を平成18年7月12日開催予定の第10回合併協議会で報告することが確認されました。

市章協議第2号

木津川市の市章選定方法について

今後は、次の点を尊重して協議することを確認し、原案どおり承認されました。

- ① 小委員会に招聘するアドバイザーは1名ないし2名とし、デザイン分野に精通した大学教授などの識見者から選考するとともに、第1次選定段階からの参画を求める。なお、アドバイザーはこの地域の状況等に精通した人材が好ましい。
- ② 候補作品の選定は、アドバイザー

市章協議第3号

木津川市の市章募集要項について

1による専門的見地からの技術的助言を受け、選定基準に基づき、小委員会委員において行い、最終決定は協議会で行う。

- ③ 応募作品の技術的又は色彩に関する修正や補整は、技術的、汎用的な視点からその必要がある場合に限定し、作品の趣旨を損なわない範囲においてアドバイザーに依頼する。
- ④ 応募者の獨創性（自由な発想）を妨げないよう選定基準は最近の事例を参考に、過度に厳しい条件を課さないよう配慮する。

し、原案どおり承認されました。

- ① 市章として採用した作品応募者に贈呈する賞金は、新市住民としての意識醸成、経費節減の観点、幅広い層からの多数の応募を期待し、10万円とする。
- ② 市章募集の広報・周知の手段として「各種情報媒体」を有効に活用する。
- ③ 3町域の公立小・中学校及び公立高等学校に教育委員会を通じて周知の協力を要請する。

6月2日、廃置分合申請書を京都府知事に提出 7月14日、京都府議会で議決、総務大臣に届出

河井木津町長、難波加茂町長および藤原山城町長が京都府庁を訪れ、平成19年3月12日から3町を廃し「木津川市」を設置する「廃置分合申請書」を山田知事に提出しました。

山田知事からは「府南部の核となるような木津川市をつくってください。府もしっかりと応援します」と、激励をいただきました。

なお、京都府では今回の申請を受け、6月の定例府議会に、この3町の廃置分合議案を提出し、去る7月14日に議決されました。現在、知事から総務大臣に届出が行われており、この後、総務大臣の告示をもって「木津川市」発足の法的な手続きが完了します。



6月2日 廃置分合申請書を京都府知事へ提出（京都府庁）

**合併協議会では、住民の皆さんからのご意見をお待ちしています。
ご意見は、ページ右下の住所まで郵送、またはE-mailでお寄せ下さい。**

市町村合併に関するご意見やご質問、協議会だよりやホームページをご覧になった感想等皆さんからの便りをお待ちしています。

なお、お寄せいただいたご意見等は、協議会の会議で紹介する場合や協議会だより、ホームページに掲載させていただく場合があります。

個人が特定されるような掲載は行いませんが、いただくご意見等を公表したくない方は、非公表等その旨を必ず明記ください。

第11回 合併協議会開催予定のお知らせ

日時：平成18年9月13日(水) 午後1時30分～
会場：木津町中央交流会館

●3町の広報、合併協議会ホームページで改めてお知らせします

編集・発行

木津町・加茂町・山城町合併協議会

〒619-0286

京都府相楽郡木津町木津南垣外110-9 木津町役場内

TEL 0774-71-8777 FAX 0774-72-3900

E-mail info@kky3gp.jp http://www.kky3gp.jp